

1. 患者・家族への支援体制について

＜現状＞

- 現行のがん対策推進基本計画においては、がん医療に関する相談支援・情報提供を示している。

（個別目標）

相談支援センターの整備

原則として全国すべての2次医療圏において、3年以内に、相談支援センターを概ね1箇所程度整備するとともに、すべての相談支援センターにおいて、5年以内に、がん対策情報センターによる研修を修了した相談員を配置することを目標とする。

- 平成23年度予算（案）において、がん対策推進協議会からの提案も踏まえ、以下の予算を計上。
 - ・都道府県に新たに地域総括相談支援センターを設置し、患者・家族らのがんに関する相談について、心理、医療や生活・介護等様々な分野に関する相談をワンストップで提供する体制を支援。
 - ・がん総合相談に携わる者に対する研修プログラム策定事業（がん患者又はその家族の方が行うピアサポーターなど、がんに関する相談員となる方に対し、がんに関する様々な分野に対する相談事業に必要なスキルを身につけるための研修プログラムの策定を行う）（委託先：公益財団法人日本対がん協会）

論点

- (1) がん診療連携拠点病院（厚生労働大臣指定）における相談支援センター
- 国立がん研究センター等全国的な対応を行う相談支援（定評ある相談回答の方法、ノウハウ、コンテンツの不足が指摘されている）
 - 相談支援センターの相談体制
 - ・ 夜間・休日対応
 - ・ ワンストップ型
 - ・ 相談員の職種のばらつき（医療職、心のケアに対応できるスタッフ、生活面の相談に対応できるスタッフ）
 - ・ 相談員の短期間での配置転換・雇用形態
 - ・ 相談員と医療機関内外の医療職の連携が不十分
 - 相談支援センターの内容（拠点病院以外の医療機関や在宅医療に関する情報不足）
 - 相談支援センターの周知（院内外における認知度が低いいため、困った患者や家族が十分にアクセスできていない場合がある）
- （参考）内閣府世論調査
平成21年度 相談支援センター 知っている30%

- 相談支援センターの位置付け（相談支援センターの運営に対する医療機関の理解や支援が進まない）
 - 患者団体等との連携・がん患者サロンの設置
 - 相談員研修（国立がん研究センターにおける相談員研修の内容は適切か）
 - 相談支援センターへの財政支援（都道府県によって補助金額にばらつきがある現状では、相談支援センターの運営についての質の担保が保たれているか疑問視する指摘あり）
- (2) がん診療連携拠点病院外における相談支援センター
- 地域統括相談支援センター
 - ・ 病院の外で行う相談支援
 - ・ 実績と信用のある患者団体等との協働が必要
 - 拠点病院のない空白の医療圏における相談支援（空白の医療圏にある医療機関においても、相談支援・緩和ケア・心のケアが受けられる環境整備が必要）
 - 都道府県認定拠点病院における相談支援体制の整備
- (3) 医療現場における支援
- 医療者と患者のコミュニケーションの円滑化
 - ・ がんの告知の際の支援
 - ・ 治療中の支援（治療法に関する説明不足。患者はわからないことを質問しづらい。）
 - ・ 退院後の支援（退院後急変時の対応を知らない患者がいる）
 - セカンドオピニオン推進体制の整備
 - ・ 患者は医療者に遠慮をして言い出せない
 - ・ 医療者が医療情報の提供を拒む場合がある
 - チーム医療の推進による、包括的支援体制
 - 標準的治療ガイドラインの整備
- (4) ピアサポート
- 質の担保
 - 財政支援
- (5) 施策の目標等設定
- 長期目標設定
 - 中期目標設定
 - 評価尺度（相談支援センター、相談員基礎研修を含む）
 - 課題と対応策のマッピング
- (6) その他
- がん患者・家族の経済的負担（40歳未満のがん患者の在宅療養支援等）
 - がん患者及び経験者の就労や復職の問題
 - 治療・療養中の育児・介護支援

- 小児がん患者・家族へのケア、遺族ケアへの対応の遅れ
- 適切な退院調整

2. 情報提供体制について

<現状>

現行のがん対策推進基本計画においては、がん医療に関する相談支援・情報提供を示している。

(個別目標)

疾病等に関する情報提供

がんに関する情報を掲載したパンフレットの種類を増加させるとともに、当該パンフレットを配布する医療機関等の数を増加させることを目標とする。加えて、当該パンフレットや、がんの種類による特性等も踏まえた患者必携等に含まれる情報をすべてのがん患者及びその家族が入手できるようにすることを目標とする。

病院情報の公開

拠点病院における診療実績、専門的ながん診療を行う医師及び臨床試験の実施状況に関する情報等を更に充実させることを目標とする。

論点

(1) 疾病に関する情報提供

- 科学的根拠が明らかでない治療に関する情報の氾濫（インターネット等）
- 未承認薬や臨床試験等の情報

(2) 療養等に関する情報提供

- がん患者の介護・福祉や、高額療養費制度についての情報提供は十分か
- 都道府県がん診療連携協議会のネットワークを活用するなどして、都道府県内の医療資源の情報や在宅緩和ケアへの移行等に関する情報提供を行えるようにすべき
- がん患者の就労に関する情報提供

(3) 情報提供方法

- 国立がん研究センターにおいて作成された患者必携やパンフレット等の提供方法・活用方法の検討（拠点病院以外に通院しているがん患者へ情報提供するにはどのようにすればいいか）
（参考）国立がん研究センターにおいては、都道府県を通じ、拠点病院以外にも患者必携等を配布している
- 国立がん研究センター「がん情報サービス」が開設され、日々情報が追加・更新されているものの、これらの情報が広く、必要な患者及びその家族に届けられてはいない
- インターネットができない人たちへの情報が伝わる術がなく、新聞やテレビや本などによるしかない現状

(4) その他

- 病院情報の公開
 - ・ 適正な公開が不十分ではないかとの指摘がある
 - ・ 在宅緩和ケアを提供する医療機関・訪問看護機関・薬局等に関し、患者目線にたった有益情報（診療体制や内容等）が提供されていない
- 情報提供するデータの整備（地域及び院内がん登録の体制整備、DPCデータの活用、ベンチマーキングセンター）
- 医療サービスを患者・家族が評価して、フィードバックしてはどうか